

塩尻市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、塩尻市都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 定款の写し
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) まちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第119条各号に規定する業務に関する計画書
- (10) その他市長が必要と認める書類

(推進法人の指定)

第3条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

- (1) まちづくりの推進を目的として活動している法人であること。
- (2) まちづくり活動の実績を有すること。
- (3) 市内に事務所を有すること。
- (4) 必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること。

(5) 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること。

(6) 関係行政機関や活動地域における他の民間組織等と十分な連携を図ることができること。

2 市長は、申請者を推進法人として指定したときは、塩尻市都市再生推進法人指定書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

（名称等の変更）

第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、塩尻市都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ塩尻市都市再生推進法人業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

（業務の廃止及び指定の辞退）

第5条 推進法人は、その業務を廃止したときは、直ちに塩尻市都市再生推進法人業務廃止届出書（様式第5号）により市長に届け出るものとする。

2 推進法人は、塩尻市都市再生推進法人指定辞退書（様式第6号）によりその指定を辞退することができる。

3 市長は、第1項の規定による業務の廃止の届出を受けたとき又は前項の規定による指定の辞退があったときは、法第118条第1項の規定による指定を取り消すものとする。

（事業の報告）

第6条 推進法人は、事業年度開始前に、当該事業年度の事業計画書及び収支予算書その他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、遅滞なく当該事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表その他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

（補則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年5月20日から施行する。